

千葉県入札監視委員会平成28年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成29年1月26日(木) プラザ菜の花3階 「菜の花」	
委員	○ 小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 轟 朝幸(日本大学理工学部教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 柳 久之(一般社団法人日本経営協会講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に27件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に18件(15者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 低入札になったが、契約できた案件が3件あり良かったと思う。全部同じ発注機関だが、どうして他の案件と違い契約できたのか教えて欲しい。</p> <p>○ 今までも交通信号機関係のもので低入札価格調査対象となったものが多くあったと思うが、今回何か改善点があった訳ではなく、業者が書類を提出してきたことが特別だったのか。</p> <p>○ 指名停止に関してだが、工事施工中に契約解除があったということでもいいのか。また、何が起きたのか教えて欲しい。</p> <p>○ こういった場合、現場の処理、業者に対するペナルティ等今後の処理はどうなるのか。</p> <p>○ 指名停止一覧中に、工事ミスがあったため指名停止となったものがあるが、この工事は、この後どう処理したのか。</p>	<p>○ 低入札であったが契約に至った3件については、交通信号機の集中制御化、情報提供装置の設置工事、交通信号機の系統化工事であり、非常に専門性の高い工事で、参加希望した業者すべてに実績がありました。低入札価格調査の規定に基づく書類等も期間内に提出され、それを審査した結果契約締結が可能であると判断しました。</p> <p>○ 今回契約に至った業者は、過去にも低入札で書類等を出した経験がありまして、その際の指摘点を改善して提出されたので問題がなく、契約に至っております。</p> <p>○ そのとおりです。理由としては、工事箇所が狭く重機での工事が困難で手作業となり日数が掛かってしまったことと、予想以上に水位が高く施工が困難となり、時間が掛かってしまったことによります。このことにより、完了不能届が提出されたものです。</p> <p>○ 業者に対してのペナルティは指名停止6か月になります。現場については必要に応じ、別途工事を発注することになります。</p> <p>○ 本件については業者に責めがあったので当該業者が自ら現場を直しました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名停止一覧中に、落札したにも関わらず、契約にいたらなかった案件があるが、この入札方式はなにか。 ○ 落札したのにすぐ契約辞退するという行為は理解しがたいが、指名停止になって業者は理解するだろうが、それ以外どういう指導を行っているのか。 ○ 落札したのに契約辞退をしたものが2者あり、指名停止となっているが、この2件の入札はその後どういった形で契約をされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名競争入札です。 ○ 基本的には責任の所在を明らかにするため指名停止を行うことで注意喚起を図っております。 ○ 契約辞退があった場合は、もう一度入札を初めからやり直すことになります。 その後、1件は随意契約で発注し、もう1件は指名競争入札で発注しております。
---	--

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【海岸基盤整備（復興）工事（矢挿川樋管ゲート製作据付工）】</p> <p>○ 低入札価格調査で失格となった評価値1位の者は、一般管理費の金額が失格判定基準を下回ったとのことだが、どのくらい下回っていたのか。</p> <p>○ 開札調書を見ると、評価値2位の2者については、入札金額も技術評価点も一緒だが、差がつきにくい内容の工事であったのか。</p> <p>○ 入札参加者が3者ということだが、入札前に想定していた参加者は何者であったのか。</p> <p>○ 想定参加者数41者に対して、入札参加者数が3者と少なく感じるが何か理由はあるのか。</p> <p>○ 本工事に関わる設計業務等を受託した業者が複数記載されているがどうか。また、これらの業者はどのような入</p>	<p>○ 本工事の一般管理費の予定価格は、23,109,357円であり、失格の判定価格は、予定価格の30%の6,932,807円です。 評価値1位の者は、3,760,000円と判定価格を大きく下回ったため失格となりました。</p> <p>○ 入札金額については、千葉県積算基準が公表されており、積算基準にない特別調査により決定した単価・歩掛も、見積期間中に質問があり、全ての入札参加者に回答しているため、積算の精度が高く、入札金額が同額になった可能性はあると考えられます。 また技術評価点については、評価調書のとおり、各項目の評価加点にバラつきがあり、結果的に同点になったと考えています。</p> <p>○ 想定していた参加者は要件を満たしている41者であり、そのうち県内業者は2者を想定していました。</p> <p>○ 工事は、据付作業も含んでおり、施工個所が外房で遠方であること、また採用しているフラップゲートがバランス式という特殊な物であることが理由として考えられます。</p> <p>○ 予備設計や詳細設計に携わった業者が複数でありました。また、業者については全て指名競争入札で決定しております。</p>

<p>札方式で決定しているのか。</p> <p>○ 一般的に、設計業務は1者が予備設計から詳細設計まで一連で実施するものではないのか。</p>	<p>○ 1者が設計業務を一連で実施することが多いですが、必ずという決まりは特にありません。</p>
---	--

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【蔵波県営住宅1～5号棟外装改修工事(平成28年度)】</p> <p>○ 7者が入札参加予定で、1者が未入札、1者が辞退ということだが、参加しないのは理由があつてのことなのか。</p> <p>○ 開札調書で、調査基準価格を下回った2者に対し、1者は価格失格で、1者が低入札調査となった違いについて教えて欲しい。</p> <p>○ 技術評価点が一番高い業者が低入札価格調査報告書を提出しないので次の業者へ移るとするのは、もったいないのでは。</p> <p>○ 入札辞退した業者について何か理由を調べたのか。</p> <p>○ 今回は、低入札の件数が多いと感じるが、何か理由はあるのか。</p>	<p>○ 1者は辞退届が提出されており、技術者の確保が困難であることを理由に辞退となっています。 もう1者の未入札については、特に確認をしておりません。</p> <p>○ 1番低い金額をいれた者は、失格判定の中で共通仮設費が価格の失格判定基準未満となっていたため、失格として調査の対象から外しました。よって第2位の者に低入札の調査報告書等の提出依頼を行いました。</p> <p>○ 業者から、必要書類を期限内に提出することが困難との報告を受けての対応であり、手続きに従い無効としております。</p> <p>○ 特に確認しておりませんが、入札参加期間が決まっておりますので、他の案件の事業内容の確認を並行して行いつつ参加した業者もいるのではないかと考えられます。 千葉県に限らず、他の案件と比較し、他の案件にすることを決めて辞退するという事は十分考えられます。</p> <p>○ 各工事によって企業間競争の激しさも異なるので、低入札の件数についての明確な理由は不明ですが、6月から調査基準価格の計算方式を変更したこと、上半期執行率を上げるため例年以上に工事件数が増えていること等が、低入札価格増加の要因</p>

<p>○ 事前に下請業者や価格を決めていない企業が多いのであれば、調査時点で細かく求めるのは過酷ではないか。</p> <p>○ 東京都等、他自治体では、千葉県と異なり、低入札価格でも契約できていると聞いているがどうなのか。</p> <p>○ 元請企業が契約前段階で下請企業を決めるのが一般的でないのであれば、低入札企業に求める内容が高すぎるのではないか。低入札調査も実態にあわせる必要があると思うが。</p>	<p>ではと考えられます。</p> <p>また、調査基準価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ所定の率をかけて計算するので、予定価格以上に予測が困難となっています。</p> <p>○ 粗雑工事や下請け企業へのしわ寄せを防止する上で、入札価格の妥当性を確認する一定の書類は必要と認識しています。</p> <p>また、企業への聞き取りによると、低入札となった場合の契約では前払金の制限や中間検査回数の増加等の制約を受けることとなり、これらを避けるため、契約を断念することもあるとのことでした。</p> <p>なお、企業側からは、過度な価格競争を抑制するため、低入札価格調査制度の厳格な運用を支持する意見は多いと承知しています。</p> <p>○ 関東でも、千葉県ほど、低入札を排除しない自治体があると聞いていますが、改めて確認したところ、改正品確法の施行や業界側からの要望もあり、近年は、低入札価格で契約できるケースは減少していると聞いております。また、東京都は、最低制限価格の適用範囲を大幅に拡大し、低入札価格での契約件数が激減したと聞いております。</p> <p>○ 予定価格に比べ安価での入札なので、下請けや労働者へのしわ寄せや粗雑工事の疑いを払拭するうえで必要最小限の資料は求めるべきと考えています。</p>
--	---

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札（事後審査型） 【流山警察署空気調和設備改修】</p> <p>○ 低入札価格調査後にその業者と契約に至った3件について、どれも県警の発注による案件であるが、他の案件と比べて何が違ったのか。</p> <p>○ 今まで交通信号機関係で低入札価格調査となった案件があったと認識しているが、何か特別な改善点があったという訳でなく、業者が書類をきちんと出してきたということか。</p> <p>○ 指名競争入札について、手を上げた業者が1者のみの場合だけでなく、辞退等により応札業者が1者の場合も不調となるのか。</p> <p>○ 辞退というのはどの時点で行っているのか。</p> <p>○ 1回目の応札業者は他の業者が辞退していることを認識しているのか。</p> <p>○ 指名競争入札後の一般競争入札では参加を希望する業者が多かったようだが、流山や松戸といった近隣の業者か。</p> <p>○ 東葛方面には同じような業者が相当数いるということか。</p>	<p>○ 低入札価格調査に至った3案件については、交通安全施設の制御に関する非常に専門性の高い工事であり、参加を希望した業者の全てが相当数の実績等を持っていました。低入札価格調査の規定に基づく提出書類についても、該当となった業者は全て期間内に提出し、審査した結果、契約可能であると判断したものです。</p> <p>○ 今回契約に至った業者については、過去にも低入札価格調査を受けたことがあり、その経験に基づき不備のない書類提出が可能となったと考えられます。</p> <p>○ そのとおりです。1回目は指名競争入札であるので、1者のみの応札の場合は競争不成立により不調となります。</p> <p>○ 開札までの間に電子システム上で辞退の意思表示をしています。</p> <p>○ 自分以外の他の業者が辞退しているかは確認できないようになっています。</p> <p>○ 指名競争入札では流山や松戸等、近隣の業者を指名しましたが、一般競争入札でもほとんどが東葛方面の業者です。</p> <p>○ 一般競争入札の際に業者のランクをAまで拡大しているので参加した業者が多かったのではと考えています。</p>

○ 指名競争入札では1者を除いた全部が辞退し、一般競争入札では相当数の業者が応札してくるといったように違いが大きいが、辞退理由はどのような理由であったか。

○ 指名競争入札の際に、辞退する業者が出た場合に他の業者を補充するといった形で、必ず複数の応札が確保できるようにするべきだと思うが。

○ 指名競争入札における辞退理由は技術者の配置が困難であるといった理由でした。

○ 見積り期間に差が出てしまうので公平性の観点から難しいと考えております。

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【小糸川地区 水管理制御子局（その3）工 事】</p> <p>○ 同じ系列にある企業を、同じ入札に参加させることは公平な入札といえるか。</p> <p>○ 設計業者と系列関係にある業者は入札参加を認めないということと、整合性はどうか。</p>	<p>○ 千葉県においては、法人格が別であれば制度上は認めているところです。</p> <p>○ 設計の場合は、設計業者が系列関係にある施工業者の得意な工法や技術を恣意的に設計に盛り込む可能性があるため、入札参加を認めていないところです。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約</p> <p>【広域河川改修（復興）工事（土留工）】</p> <p>○ 母体工事とは別に契約を締結してこの工事を行っているが、変更契約にしなかった理由は。</p> <p>○ 経費の縮減が 600 万と具体的な数字が出ているが、その根拠は。</p> <p>○ 変更契約とした場合には、経費の調整はするのか。</p> <p>○ 変更契約と別途契約では事務量の差はどのくらいか。</p>	<p>○ 母体工事の中で当初から見込んでいた工事内容の数量の増量等が生じれば、変更で対応していますが、今回の工事は想定していなかった現場状況に対応するための追加工事となる土留工であったため別途契約としました。</p> <p>○ 今回の工事を通常の指名競争入札で発注する場合、設計額が約 55,900 千円となりますが、随意契約とした場合、母体工事との諸経費の調整により、設計額が約 49,900 千円となることから、この差額が約 600 万円となります。</p> <p>○ 変更契約の場合では、母体工事の積算額に追加されることとなり、先ほど説明した経費調整後の額が設計額となります。</p> <p>○ 随意契約であれば、相手方が 1 者であり、2 週間程度の短期間で契約できます。指名競争とすると、見積もり依頼業者も増加し、契約まで 1 ヶ月程度かかる見込みとなります。また、現場においても別の業者が受注した場合、準備期間が増えることとなると思います。</p>

委員講評

- 低入札価格調査制度に関してだが、低入札価格で契約したとしても技術者を配置しないといけなかったり検査が増えたりと、企業にとってマイナスなことも発生するという話があるが、この制度は企業に何を求めているのかと強く疑問に感じた。

今の制度だと価格を下げることにに関して業者が頑張ってしまうと、低入札価格調査となり工事が請負えなくなってしまう。

もし低入札価格調査で落札した業者がしっかりと施工をしてくれれば県にとってメリットとなるので、企業だけに安全性の担保を求めるのではなく、安く発注できた分、差額を用いて県が検査をするなど、施工の適切さ確保していくことで低入札価格調査制度を運用していけるのではないか。
- 低入札価格調査等の制度に関してもう少し工夫をしたほうが良い点がみられた。工事の品質を確保するのは当然だが、それを確保した上でコストを下げられる可能性があるのであれば、柔軟な制度あってもよいのではないのかと思う。あとは、やはり設計を重視すべきである。
- 総合評価方式について見直そうという案はないのか。総合評価方式は財政的に余裕がある時にやるもので、とても良い制度だと思うが、今の時代を考えると一定レベルのものでできればなるべく安くして欲しいというのが普通の感覚だと思う。

徐々に浸透させようと国は思っているかもしれないが、県は地方自治体なのだから自治体の独自性を発揮して、本県ではやりませんと言ってもよいのではないか。
- 今回の案件でも辞退が多く、理由として技術者不足が多くみられたが、施工時期の平準化をもっと積極的に行えば技術者不足が減り、辞退も少なくなり、競争性が確保されると思うので、今後前向きに計画的な執行について取り組んで欲しい。